

II 狭間氏年表

年表と狭間氏の活動

- 一一七二（承安二）年 大友能直生まれる
- 一一九五（建久六）年 大友親秀生まれる
- 一二二二（貞応元）年 大友頼康生まれる
- 一二二三（貞応二）年 大友能直死去
- 一二三六（嘉禎二）年 大友親時生まれる
- 一二四六（寛元四）年 大友貞親生まれる
- 一二四八（宝治二）年 大友親秀死去
- 一二七四（文永十二）年 蒙古襲来・文永の役
 - 二 重泰
- 一二八一（弘安四）年 蒙古襲来・弘安の役
- 一二八五（弘安八）年 豊後国凶田帳
 - 三 直親 狭間大炊四郎直親、弘安年間
凶田帖にあり。（土用鬼丸）
 - 四 直政
- 一二九五（永仁三）年 大友親時死去
- 一二〇〇（正安二）年 大友頼康死去

二 宮 修 二

- 一三一 一（応長元）年 大友貞親死去
- 一三二 一（元亨元）年 大友氏泰生まれる。
- 一三三 四（建武元）年 政直綸旨を賜う
増補訂正編年大友資料 五
- （註）建武元年（一三三四）十一月廿五日、雑訴決断所、豊前國衙に移牒して、豊前宇佐郡御沓村地頭職を狭間入道正供に沙汰し付けしむ。立花家藏大友文書。これ等は狭間氏の文書也。

雑訴決断所牒 豊前國衙

狭間大炊四郎入道正供申、当國御沓村地頭職泰家法師跡事牒、任去月廿五日、綸旨、宜沙汰居正供於下知之状、牒送如件、以牒

（俊春） 判

建武元年十二月廿二日 左 少 史 高階朝臣

（九條公明） 判 （小田貞知） 判

中納言兼大藏卿侍従 藤原朝臣 筑 後 守 藤原朝臣

（四條隆資） （近衛職政） 判

修理大夫 藤原朝臣 明法博士兼左衛門少尉 中原朝臣

（堀河光継） （岡崎範圍）

正三位 藤原朝臣 左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守 藤原朝臣

（高倉光守）

左 少 辨 藤原朝臣

（此裏に花押あり）

一三三四(元弘三・正慶二)年 大友貞宗死去

(シ)

一三三五(建武二)年 資直 足利尊氏九州へ没落の節、大友氏隨

順に付き、家族一味着到帳に狭間新蔵人入

道沙弥覚宗とあり、太平記等にも見ゆるなり

年十一月廿五日 綸旨、同十二月十二日御牒、如此、早、如法寺六

・足利尊氏九州へ没落の節、大友家より付

(頼尚)

属人数着到第一項に曰く、狭間兵庫助藤原

建武二年二月廿九日

太宰少貳 在判

英直と云々

(盛頭)

一三三五(建武二)年 十二月十二日狭間政直 伊豆佐野山で合戦

深見新五郎 殿

(白杵狭間文書) 十二月十三日狭間政直

伊豆国府合戦追落凶徒(シ)

十二月十五日 狭間政直 一族修禪寺へ向

う(シ)

一三三六(建武三)年 正月二日 近江国伊岐代宮に立て籠もる。

狭間大炊四郎入道正供申、豊前國御沓村地頭職泰家法師跡事、去

(シ)

(頼尚)

正月八日 狭間政直 八幡並びに大渡橋上、

建武二年二月廿九日

太宰少貳 在判

戦う(シ)

(信勝)

正月十一日 狭間政直太田判官合戦の時首

如法寺六郎 殿

分捕り、加の親類袋小次郎討ち死(シ)

(此位置に裏花押あり)

正月十六日 狭間政直 法勝寺正門親類伊

狭間大炊四郎入道正供申、豊前國御沓村地頭職泰家法師跡事、任

方次郎疵を負う。(シ)

去年十一月廿五日 綸旨、同十二月十二日御牒、并、去二月廿九日

正月二十七日 狭間政直 親類伊方彦七疵

御教書、以去月廿七日、如法寺六郎相共、沙汰居正供於彼跡候畢、

を負う。(シ)

若、此条偽申候者

正月二十八日 狭間政直 首一つ分捕る。

八幡大菩薩乃御討於、可罷參候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

建武貳年卯月三日

(深見新五郎)
宇佐盛頭 請文 裏判

狹間大炊四郎入道正供申、豊前國御沓村地頭職泰家法師跡事、任去年十一月廿五日 綸旨、同十二月十二日御牒、今年二月廿九日御施行旨、三月廿七日、深見新五郎相共、莅彼所、沙汰居下地於正供候訖、若此条偽申候者、八幡大菩薩御罰於、可罷參候、此旨可有御披露候、恐惶謹言

建武二年四月五日

(如法寺六郎)
藤原信勝 在判

(註)

延元元年(一三三六)正月八日、足利尊氏、八幡を攻略し、新田義貞と大渡に戦ふ。立花家藏大友文書。之は狹間氏の文書也。

尚前掲建武二年十二月十三日の條に収めたる諸史料を参看せよ。

所々合戦事、於大渡橋上、自身被疵、於西坂本西塔南中尾、若党太夫房幸、同彌太郎、負手、至鎮西京都、供奉條、尤以神妙、於恩賞者、追可有 基沙汰之状、如件

(南延元二年)

建武四年正月三日

御判

狹間大炊四郎入道

殿

(註)

立花家藏大友文書に左記あり。之は狹間氏の文書也。

(豊後高勝寺)

玖珠城凶徒等、誅伐事、相催一族、屬今川四郎入道手、可致軍忠之状、如件、

建武三年四月十三日

(足利直義)
左馬頭 在判

狹間大炊四郎入道

殿

(註)

延元元年(一三三六)十月四日、預り証。立花家藏大友文書に左記あり。之は狹間氏の文書也。

(大分郡狹間村)

はさま北方つるたのわかみやの神畠つかもとはんぶん、元坪反、にしのより、ちとう殿よりあつけ給はり候ぬ、御ようの時、めされ候はんに、いき申へからす候、よつてこ日のために□状、如件

建武三年十月四日

りきせう 在判

(註)

延元二年(一三三七)正月十八日、尊氏、南都警固のため石橋和義を派遣す、大友氏泰代出羽泰貞、大友一族狹間入道正供、及び田口泰昌等之に従ひ南都に発向す。尋で、直義、朝山景連に令して、一族を催し南都に発向せしむ。立花家藏大友文書。之は狹間氏の文書也。

大友一族狭間大炊四郎入道正供、謹言上

欲早且任南都警固勤營、且依大和國樅下四ヶ度夜討防戦、并同國
桃尾城合戦忠節、賜御一見状、備末代龜鏡間事、(此裏花押アリ)

右、今年正月十八日、惣領大友相友、令発向南都、以来、付連々
御着到、既、迄于七ヶ月、所抽警固忠勤也、隨而、去六月廿六日、
発向樅下之刻、凶徒退散之間、取陣於天王社柿下寺、致警固之處
同廿七日夜、逆徒依寄來彼陣、致防戦、追返之訖、同廿八日夜、
重寄來正供陣之間、及散々合戦畢、加之、今月一日、二日、両夜々
討之時、又以致防戦訖、此等子細、大友孫太郎氏泰代、出羽左近
太夫將鑑泰貞以下、當手官軍等、所令見知也、將亦、同六日、發
向桃尾城、攻入城戸内、致軍忠、追落凶徒之條、宇都宮常陸介、
戸次二郎入道等、令見知訖、然早賜御一見状、播武畧之眉目、欲
備後代之証驗、仍言上如件、

建武四年七月 日 (石橋和義)

承畢 「南都大將左衛門佐殿」 御判

一三三六 (建武三) 年 武功注進状御判等あり (ク)

五 資直 狭間新藏人佐資直

六 英直 狭間兵庫助英直

一三五六 (延文元) 年 狭間新藏人、足利義詮から御教書を受け取
る。

一三六二 (正平十七・貞治元) 年 大友氏泰死去

一三六八 (正平二十三・応安元) 年 三月二十一日大友氏時死去

一三七〇 (応安三) 年 放牛光林 龍祥寺を開く

一三七九 (康暦元) 年 狭間兵庫助、大友親世から文書を受け取る。

〇 はさま殿 大友親世から「書状」を受ける。

一三八三 (永徳三) 年 任筑後守の宣旨あり。

七 親賢 狭間大炊二郎親賢 狭間龜之丞

英世早世にて弟家督をつぎたり。

一四〇〇 (応永七) 年 大友氏継死去

一四一一 (応永十八) 年 大友親繁生まれる。

一四一八 (応永二十五) 年 四月一日、応永二十五年二月二十五日大

友親世死去

一四四四 (文安元) 年 大友政親生まれる。

一四四五 (文安二) 年 大友持直死去

八 親宣 狭間式部少輔親宣

九 親政 狭間藏人頭親政

十 親貞 狭間刑部太夫親貞

十一 親益 狭間衛門太夫親益

十二 親年 狭間孫四郎親年

十三 親富 狭間七郎二郎親富

一四五九 (長祿三) 年 大友親綱死去

一四六一 (寛正二) 年 大友親治生まれる。

一四六五 (寛正六) 年 大友親隆死去。

一四八四 (文明十六) 年 大友義右生まれる。

十四 親年 狭間弥三郎親年

十五 長秀 狹間衛門大夫長秀

狹間美濃守 大友義鑑から文書を受け取る。

一四九三(明応二)年 大友親繁死去

一四九六(明応五)年 大友義右死去 ・大友政親七月二十日、明

応元年六月十日

一五〇二(文亀二)年 大友義鑑生まれる。

十六 鑑秀 狹間衛門大夫、刑部太輔鑑秀

十七 鎮秀 狹間山城守鎮秀

十八 塩松丸

一五二三(大永三)年 (大永三) (狹間家文書) 「伯父三郎一

跡狹間村之内十八貫の事、任 御判之旨、

不化有知行相違之由 依仰執達如件

大永三年十月十九日

狹間亀若殿

臼杵長景 (民部少輔)

津久見常清 (左馬助)

木上 (長秀) 筑前守から文書 (大友氏

年連署奉書写) を受ける。

挾間七五三男文書

「夜白無油断在城之由候、案中候、乍御心勞

此節之事者、片時茂無緩様弥可被添心事、

憑存候、猶吉岡左衛門大夫可申候、恐惶謹

巖」 十月二十五日

狹間右衛門大夫 大友義鑑より「書状」を受け取る。

挾間七五三男文書

一五二四(大永四)年一月十九日 大友親治死去

一五三〇(文禄三)年一月三日(一月三十一日) 義鎮誕生

一五五〇(天文十九)年二月十二日 大友義鑑死去

一五五二(天文二十一)年二月十四日 狹間六郎が義鑑より「大友

氏年老連署奉書」を受け取る。(臼杵狹間文書)

一五五二(天文二十一)年二月十六日 狹間六郎が大友義鎮から「大

友義鎮知行預状」を受け取る。(臼杵狹間文書)

書)

○ 三月二日 狹間民部大輔が大友義鎮から「大友義知行預状」

を受け取る。(臼杵狹間文書)

○ 七月十二日 「ちか世」が「はさ満」殿へ「大友親世書状」

を送る。(臼杵狹間文書)

○ 八月五日狹間美濃守・其の外挾間村衆が大友義鎮より書状を

受ける。(赤野甲斐家文書)

○ 八月二十三日 挾間諸給人中が「大友義鑑書状」を受け取る。

○ (横瀬築のこと) (赤野甲斐家文書)

○ 二月十一日 挾間寺社諸給人中が「大友義鑑書状」を受け取る。

(大龍山待屋中宿の事) (赤野甲斐家文書)

○ 二月十三日 挾間寺社諸給人中が「大友義鑑書状」を受け取る。

(大龍山狩りの事) (赤野甲斐家文書)

○ 三月二日 挾間寺社諸給人中が「大友義鑑書状」を受ける。(明日後日檜山狩りの儀) (赤野甲斐家文書)

○ 十月二十四日 挾間寺社諸給人中が「大友義鑑書状」を受け。 (丸尾野待ち屋) (赤野甲斐家文書)

○ 十一月二十一日 挾間村諸給人中が「大友義鑑書状」を受け。 (赤野甲斐家文書)

○ 九月二十七日 挾間村諸給人中が「大友家加判衆連署奉書」を受け。 (大神宝会京都お買い物) (赤野甲斐家文書)

十月十七日 挾間村諸給人中が「大友義鑑書状」を受け。(当村において黒柿之有) (赤野甲斐家文書)

○ 三月十日 挾間諸給人中が「大友義鑑書状」を受け。(金剛宝戒寺大門木材の件) (赤野甲斐家文書)

○ 五月十六日 挾間諸給人中が「大友義鑑書状」を受け。(金剛宝戒寺大門木材の件) (赤野甲斐家文書)

○ 六月晦日 挾間諸給人中が「大友義鑑書状」を受け。(金剛宝戒寺大日堂木材の件) (赤野甲斐家文書)

一五四七(天文十六)年七月一日 挾間衆中が「大友義鑑書状」を受け。(金剛宝戒寺材木の件) (赤野甲斐家文書)

一五四七(天文十六)年七月二十四日 挾間諸給人中が「大友義鑑書状」を受け。(金剛宝戒寺材木の件) (赤野甲斐家文書)

野甲斐家文書

一五四七(天文十六)年七月二十六日 挾間衆中が「大友義鑑書状」を受け。(金剛宝戒寺材木大雨候条) (赤野甲斐家文書)

野甲斐家文書

○ 八月五日 挾間美濃守が「大友義鎮書状」を受け。(植田庄石細工の件) (赤野甲斐家文書)

一五五八(永禄元)年 大友義統生まれる。

一五七六(天正四)年十二月二十七日 甲斐清右衛門が「挾間鎮秀・鑑秀連署安堵状」を受け。(赤野甲斐家文書)

二月二十七日 甲斐清右衛門が「挾間鎮秀加冠名字状」を受け。(赤野甲斐家文書)

二月二十七日 甲斐清右衛門が「挾間鎮秀官途状」を受け。(赤野甲斐家文書)

一五七七(天正五)年 大友義乗生まれる。

一五七八(天正六)年 大友義統、日向土持城征伐のため諸勢を率いて

上野館を出立。(三月十五日) 大友軍、日向高城で島津軍と合戦し大敗す。

一五七八(天正六)年 狭間勘解由允 大友義統から感状を受ける。

一五七八(天正六)年 狭間弥十郎 大友義統より感状をうける。

豊薩軍記 一 田北紹鉄誅罰ノ事

要約「・大友義統は、直入郡田北庄の紹鉄を大老職に就けようとして呼び出したが病氣と称して出仕しなかった。そのとき内通の書を拾ったものあり、その中には、『紹鉄と秋月が密談して義統を亡ぼそうと』とあったので、疑う余地なしとして紹鉄を討つことにした。志賀親教、朽網鑑康、一万田鑑實戸次鎮運、挾間山城守鎮秀これらの人を大将として、一万五千騎をさしむけらる。

・・・狭間鎮秀三千余にて鹿路木というところより小狩倉に陣を取って昼夜なく攻めた。しかし、四方險阻であったので田北一党は小勢であるとはいえ、必死に攻めてくるので二十日ばかり攻めたが、城中を堅固に守って防戦したので攻めあぐんだ。それで、書を送りいったん命を許した。」卯月十三日

義統

田北甚九郎殿

・「熊群山東岩寺来由並びに安部系譜事」・熊群山すでに落城し

・たりしかば田原入道紹忍より狭間山城守鎮秀に使いをさせていけるは、かの熊群は田北紹鉄居城としてご当家に対し逆意を含む山なれば急ぎ坊舎を焼失せらるべしとぞもうし使いける。そもそも熊群山東岩寺と申しけるは阿部三郎実任といける者の草創にて豊前国英彦山権現とは同体分所の御神にて在すなり
といひ伝うべし・・・」

一五八六(天正十四)年 狭間山城守鎮秀薩摩兵襲来の時、権現岳

城に籠城して戦う。

阿南庄船ヶ尾権現嶽合戦之事

大友方、挾間山城守鎮秀は、薩兵防のため、義統の命を受て、高崎より直に挾間より式里隔り、猿渡村、権現嶽に城をかまへ、一族近臣を始、郷民迄相催し籠りけるが、東に雙たる燕ヶ嶽には、平松上野介、向井藤蔵兩人に兵を與へて遣し置。去程に、朽網口の薩將島津義弘、十二月十三日勢を三手に、一手は、自分に領し、朽網に居、一手は新納忠元將として、玖珠郡津の無禮の城に、豊兵、森、帆足、小田、長野杯大勢籠りけるを、攻討んと差向ければ、要害堅固にして落得ず、方便を思慮して、只遠巻して居たり。一手は新納が息右衛門佐久將將として、同七日大分郡阿南庄船ヶ尾城におし寄る。城中には、齊藤將監、笠和矢因幡、土師彌七を先として、四百餘人籠居けるは、薩兵の先手小川掃部兵衛といふものを鐵炮にて討落し、此勢に乗じ、城主討手掛れば、薩兵こらへず引退く所に、笠和矢因幡かねて朽網入道が内通に應じ、二心をなし、城中を走り廻り火を放つ。寄手是に氣を得て攻付けければ、城兵さんさんに敗北しける所に、武宮、辻の堂、橋爪、鳥の鼻等に籠り居たるものども、後詰せんと打出けるが、敗北のものを憐んで、大津留鎮益が居城松ヶ尾へ誘ひ入にける。其外所々に籠り居たる豊州方の小給人、船ヶ尾既に落たるを聞、戦はざる先に落たるもの多かりけり。新納は此勢に、松ヶ尾攻落さんとして、大津留指て押寄る。城主大津留鎮益は義統に隨て龍王に立、留守のものども防戦の評義をなしける。其間に、鎮益が老母妻子大軍の圍たるに恐れ、早自害したりければ、此上は詮なき事とて、城兵思ひ思ひに落行たり。薩兵は直に又権現嶽に馳

向ふ。先陣は城より西北に川を隔て陣を取。新納久将は、賀須懸原に屯し、双方同時に攻かかる。城中は小勢ながら、挾間鎮秀軍練突で防ければ、寄手被討のみにて、日を重ね攻あぐみける所に、城中是を悟り、さらば夜討にせんと儀定し、馬場庄蔵、向井藤蔵、仲元寺甲斐之助、平野馬之丞、三ヶ尻長門、園田六郎、二宮源助、宮崎大學、須美太郎左衛門、平井将監杯を先として、忍んで西の方より向はせ、別に大勢を出し、川を渡、鯨波（ときのこえ）を上げければ、薩兵驚き、すは夜討なるぞと、川岸斗に目を配つて居たる所、西の方より真しぐらに攻込、一戦に討勝ける。薩兵口惜哉と思ひけん。翌日は無二無三に攻かかる。城兵、得たり賢しと手筋を替て防戦し、中々落べきとも見へざれば、薩兵より辯舌のものを遣し、和を乞、領承せば、それを名にして退んと評儀す。城中には、毎戦勝といへども、素より小勢、其上、二宮源助夜討に手負けるが、終に昨日卒しぬ。かの痢病流行に、士卒は思い思いに立去べし。一族は自害すべしと云ける所、敵方より村井権兵衛というもの来り、諛けるは、和融し薩州に従ひ給はば、先知一倍を宛行はるべしと、言葉盡して申ける。平井将監出向ひ申けるは、山城事、當城を枕に討死と思定候得ば、和融如何に候得共、謀斗評議せしめ、是より可及返答と答へ、使者を返し挾間に斯と申ければ、及和融なば、定て人質可取候。左有ては、屋形に疑れんと申ける所に、二宮源助が弟、庄次郎、今年拾六歳にて、御嫡の代りに某人質に可出と望ければ、左あらばとて、三ヶ尻長門を使者として和融の返答申遣ければ、案のごとく質を望むに依て、挾間が嫡、鹽松を可遣と申遣す。敵方に

は、親類有合ざれば、さりぬべきもの十人可遣と申越けり。依之、庄次郎を鹽松として遣し、代に十人を受取。挾間龍祥寺の傍に、圍を作り籠め置けり。斯て新納軍を返せば、挾間は其儘権現嶽に居たりけるが、翌年宗麟の差圖にて、右質十人を誅せられける。庄次郎も定て可被誅と思ひける所に、秀吉公御下向。静謐之上、台命あつて、人質および囚はれしもの共、皆本國へ被返ける故、庄次郎は無恙こそ歸りけり。

大友豊筑乱記卷之下

「明れば梗間山城守鎮秀の籠り居る権現山城を攻め破らんと押し寄せける。

是も難所高所にて鳥もたやすく飛びがたく、人間業にて力攻めにはなりがたく、殊に梗間は大身故に多数取り籠る城中に人数居あまり脇山の次に燕城とてありけるを拵（こしらえる）へて、軍兵数多籠り置ける。寄せ手も責めかかり難く数日を送りける。然る新納右衛門左若武者ながら知慮堅き故、色々謀略をし終いに梗間に降参させ、薩摩方へ与力の由にて、権現山城を引き退きける。舟ヶ尾一城ばかりこそ加藤、矢波、因幡が後矢にて責め破りけれども松ヶ尾権現山大勢籠りいたれば、心もとなく思われけり。」

一五八七（天正十五）年 狭間民部太輔（狭間鎮秀）が大友義統から書状を受ける。

○

狭間刑部太輔が大友義統から書状を受

ける。(白杵狹間文書)

一五八七(天正十五)年五月六日 大友義鎮死去

一五八八(天正十六)年六月二日 狹間山城守鎮秀 速見郡油布院
にて戦死

狹間鎮秀供養墓碑銘

正面「狹間□□靈」□内は鎮秀か

「大分郡狹間村狹間家末裔」

「月院殿脱心宗関大居士」

「天正十□□六月二日戦士大正十四年九月修補」

一五九〇(天正十八)年六月二日 慶福寺に「狹間鎮秀供養塔」建つ。

(西面) 天正拾八子ノ六月二日

狹間山城守鎮秀由布院ニ而卒

(東面) 慶長十八癸丑天一月十二日

狹間勘解由日向耳川ニ而打死

一五九一(天正十九)年 狹間式部少輔、大友氏朝鮮渡海着到帳
に在り、この人秀就

狹間藤太兵衛

狹間勘解由秀久

狹間内記 石垣原役出陣

一六〇〇(慶長五)年 狹間内記 石垣原役出陣

一六〇五(慶長十)年七月十九日(九月二日) 大友義統死去

一六一二(慶長十七)年七月十一日(八月七日) 死去